明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○農業競争力強化支援法の施行期日を定める政令（二〇五）　三
○農業競争力強化支援法施行令（二〇六）　四
○沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（二〇七）　四
○農業機械化促進法を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二〇八）　五
○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇九）　六
○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二一〇）　六
○農地法施行令及び農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一一）　六
○介護保険法施行令等の一部を改正する政令（二一二）　六
○健康保険法施行令等の一部を改正する政令（二一三）　六
○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二一四）　七

〔省　令〕

○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**財務**五一）　九
○株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業**一）　一〇
○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（**財務・農林水産**一）　一〇
○農業競争力強化支援法第二十六条第一項第一号及び第二号の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるもの及び金融機関を定める省令（**財務・農林水産・経済産業**一）　一一
○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**七八）　一二
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（**農林水産**四四）　一三
○農業機械化促進法を廃止する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令（**同**四五）　一三
○農業競争力強化支援法施行規則（**農林水産・経済産業**一）　一四
○登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件（**財務**二〇六）　一五
○農業競争力強化支援法第二十五条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金を定める件（**財務・農林水産**一四）　一五
○農業競争力強化支援法第二十六条第一項第一号及び第二号の農林水産大臣、経済産業大臣及び財務大臣が指定する資金を定める件（**財務・農林水産・経済産業**七）　一六
○高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を廃止する件（**農林水産**一三〇四）　一六
○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する件（**国土交通**七一五）　一六

〔告　示〕

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**六）　一七

本号で公布された法令のあらまし

◇農業競争力強化支援法の施行期日を定める政令（政令第二〇五号）（農林水産省）

農業競争力強化支援法（平成二九年法律第三五号）の施行期日は、平成二九年八月一日とすることとした。

◇農業競争力強化支援法施行令（政令第二〇六号）（農林水産省）

1　主務大臣が事業再編計画の認定をしようとする場合にあらかじめ公正取引委員会との協議が必要な事業再編を定めることとした。（第一条関係）

2　株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間の範囲を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、農業競争力強化支援法（平成二九年法律第三五号）の施行の日（平成二九年八月一日）から施行することとした。

◇沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇七号）（内閣府本府）

1　沖縄における農業者による農業の競争力強化の取組を支援するため、農業競争力強化支援法（平成二九年法律第三五号）に規定する認定事業再編事業者及び認定事業参入事業者に対し、沖縄振興開発金融公庫が資金の貸付をできることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二九年八月一日から施行することとした。

◇農業機械化促進法を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二〇八号）（農林水産省）

1　農業機械化促進法施行令は、廃止することとした。（第一条関係）

2　その他関係政令について規定の整理をすることとした。（第二条～第七条関係）

3　所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。